

下関市住民自治によるまちづくり懇談会の運営方法

1 懇談会の傍聴について

- ・「下関市住民自治によるまちづくり懇談会の傍聴に関する要領」

… **資料 1-1**

2 懇談会の記録の取扱いについて

(1) 発言内容の記録について

- ・ 発言要旨を基本とした記述とする。

(2) 発言者名の表記について

- ・ 記録の作成にあたっての発言者の表記は、「委員」とする。

(3) 作成方法について

- ・ 総合政策部地域支援課が筆記及び録音により記録を作成する。

(4) 公表方法について

- ・ 「下関市ホームページ」に掲載する。

URL <http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

(5) 録音及び写真撮影について

- ・ 記録の作成のため、録音し、必要に応じて写真撮影を行う。

以上